原著

ナチス教員連盟傘下「ドイツトゥルネン・スポーツ・ 体操教員帝国同盟」の専門団体 「体操とダンス」設立期における 「体操」と「ダンス」に関する一考察

―「ドイツ体操連合」の運営活動との関連から ―

安則 貴香(東洋大学)

Eine Studie zu Gymnastik und Tanz im Rahmen der Gründung der Fachschaft Gymnastik und Tanz des Reichsverbands Deutscher Turn-, Sport- und Gymnastiklehrer

im Nationalsozialistischen Lehrerbund

- Aus dem Verhältnis zu den Aktivitäten des Deutschen Gymnastik-Bund e.V. -

YASUNORI Yoshika (Toyo University)

Zusammenfassung

Das Ziel der vorliegenden Forschungsarbeit ist die Untersuchung, wie die vom Deutschen Gymnastik-Bund e.V. (1925-1933) eingeführte Gymnastik und Tanz von den Nazis nach ihrer Machtergreifung 1933 aufgenommen wurde und welche Erscheinung sie im Folgenden annahm. Um diese Entwicklungen näher zu verstehen, wurde besonders mit dem Schwerpunkt auf der Zeitschrift "Gymnastik und Tanz", die von der Fachschaft "Gymnastik und Tanz" des Reichsverbands Deutscher Turn-, Sport- und Gymnastiklehrer im Nationalsozialistischen Lehrerbund herausgegeben wurde, genauer untersucht. Die Erkenntnisse dieser Forschungsarbeit lauten folgendermaßen.

- Die Besonderheit der vom 1925 gegründeten Deutschen Gymnastik-Bund e.V. eingeführten Gymnastik und Tanz lag darin, dem Körperinneren Aufmerksamkeit zu schenken, sich des Raumes bewusst zu sein und spontan Bewegungen auszuführen, sowie Bewegungen, Rhythmen, Melodien und dergleichen musikalisch zu verschmelzen und individuelle expressive Fertigkeiten zu steigern. Der Deutsche Gymnastik-Bund e.V. veranstaltete zwei Gymnastikkongresse und drei gymnastische Frauenlehrgänge und widmete sich der Verbreitung und Förderung der Gymnastik und Tanz.
- 2) Nach der Machtergreifung der Nazis 1933 wurde der Deutsche Gymnastik-Bund e.V. in die Fachschaft Gymnastik und Tanz des Reichsverbands Deutscher Turn-, Sport- und Gymnastiklehrer der Nationalsozialisten eingegliedert. Die Aufgabe der Gymnastik und des Tanzes während der NS-Zeit war es, die deutsche Bevölkerung zu Bestandteilen einer stärkeren Gemeinschaft zu machen und diese Gemeinschaft zu formen.
- 3) Die Fachschaft Gymnastik und Tanz veröffentlichte Richtlinien für Gymnastikschulen und

Tanzschulen, sowie für Gymnastiklehrer und Tanzlehrer. Aufgrund dieser Richtlinien wurde eine gemeinsame Aufnahmeprüfung für Gymnastiklehrer von Gymnastik- und Tanzschulen, die der Fachschaft Gymnastik und Tanz angehörten, eingeführt, was dem Deutschen Gymnastik-Bund e.V. nicht gelungen war.

4) Der Inhalt der Aufnahmeprüfung für Gymnastiklehrer übernahm die vom Deutschen Gymnastik-Bund e.V. aufgebaute Gymnastiklehre, prüfte jedoch zusätzlich das Verständnis bezüglich Hitlers Schriften, der Vererbungslehre, der Rassenkunde und Volkstänzen. Die Aufnahmeprüfung verdeutlicht so, wie die Gymnastik und der Tanz von den Nazis zur Identitätsformung der deutschen Bevölkerung instrumentalisiert wurde.

1. 研究の目的

19世紀末期から20世紀初頭にかけて、国家 経済を支える労働力、軍事力の強化を目的と したシュピース=マウル方式のトゥルネンに 異を唱え、身体運動をとおした人間の本質の 問い直しを理念に掲げた「新体操促進運動」 (Gymnastikbewegung) が興隆した。そ の契機は、教育改革を目的とする「新教育 運動」(reformpädagogische Bewegung)¹⁾ の中で立ち上がった「芸術教育運動」 (Kunsterziehungsbewegung)²⁾ を基盤とし、 「音楽と体操」(Musik und Gymnastik) をテー マとして1905年に開催された「第3回芸術教育 会議」(der dritte Kunsterziehungstag) であっ た。「第3回芸術教育会議」では、学校教育で実 践されていたトゥルネンの美的要素の欠如が議題 化され、音楽との関わりをとおした身体表現を 考慮に入れた運動形態の必要性が討議された³⁾。 トゥルネンに代わる芸術性に根ざした運動形態を 主軸とする身体教育を探求していた体操家や舞踊 家、音楽家から成る体操諸流派は、自らの学校を 設立し、それぞれの活動をとおして「新体操促進 運動」を促進させていった。

「第3回芸術教育会議」の総括として1922年に開催された「芸術体操会議」(Tagung für künstlerische Körperschulung)は、体操諸流派が模索を重ねた音楽のリズムと結びついた基本運動を芸術的な運動形態に発展させた体操が実体化していく端緒を切り開くとともに4)、体操諸流

派を統合する団体として1925年に「ドイツ体操連合」(Deutscher Gymnastik-Bund e.V.、以下「体操連合」と略記)が設立される起点となった。「体操連合」は、体操講習会の開催、機関誌『ジムナスティック』(Gymnastik)の発行といった活動をとおして、音楽のリズムと結びついた芸術的な運動形態を主要素とする体操やダンスの追求に努めていった50。

しかしながら、1933年にアドルフ・ヒトラー(Adolf Hitler)率いる「国民社会主義ドイツ労働党」(Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei:以下、「ナチス」と略称)が実権を握り、ドイツ国内の全教育制度を支配下に治めていく過程で、「体操連合」は、「ナチス教員連盟」(Nationalsozialistischer Lehrerbund)傘下の「ドイツトゥルネン・スポーツ・体操教員帝国同盟」(Reichsverband Deutscher Turn=, Sport= und Gymnastiklehrer im Nationalsozialistischen Lehrerbund、以下「帝国同盟」と略記)に組み込まれ、その中で専門団体「体操とダンス」(Fachschaft Gymnastik und Tanz)として組織化された。

以上の動向を下敷きとして、本研究では、ナチス政権下において現出した専門団体「体操とダンス」設立期、別言すれば、ナチス政権により「体操連合」の組織変更が企てられてから間もない時期において、両団体の運営活動に認められる連続性と断続性の観点から「体操連合」によって追求された体操とダンスが如何なる性格を帯びていったのかを明らかにしていく⁶。

2. 研究の方法

2-1. 先行研究

エフィ・クローデル (Evi Krodel) は、19世紀 から第二次世界大戦に至る体操史を概観する中 で、体操には生理学的な知見に基づいた「健康 体操」や「表現体操」、優れた舞踊家たちが編み 出した「ダンス的な体操」、音楽伴奏をとおして 運動の流れと運動美を強調し、ダンス的な運動形 式を取り入れた「リズム的-音楽的体操」が併存 したこと、大多数の舞踊家が「体操連合」に所属 したことを指摘するとともに、「帝国同盟」に身 体教育の専門家が統合されていき、トゥルネンと スポーツに並んで教育学の領域に体操が組み込ま れていったことを論及したで、ハヨ・ベルネット (Hajo Bernett) は、第二次世界大戦以前に活 動していた体操の担い手たちが、同大戦後におけ る体操の発展に多大な影響を及ぼした点について 検討を重ねた。この中で、専門団体「体操とダン ス | がナチスの指導下にあったにもかかわらず、 体操の担い手たちが少なからず自主性をもって活 動を展開していたこと、また、ナチス時代の体操 の実際は、不問に付されたままであるとした上 で、ナチス体制下の体操に付与されたイデオロ ギーについて言及した⁸⁾。これに加えて、専門団 体「体操とダンス」の設立をもって、体操界を支 えてきた人々が「国家革命の戦士であり兵士| になり、「非政治的なスポーツ」の時代が終わっ たことを述べている⁹⁾。ベァーンド・ヴェドメイ ヤーーコルヴェ (Bernd Wedmeyer-Kolwe) は、「帝国同盟」が、専門団体「体操とダンス」 に所属する学校のカリキュラムや試験方法を定 めた一方で、「体操連合」の活動内容を評価し ていたことから、「体操連合」に所属していた体 操学校の特色に大幅な変更はなかったと指摘し ている100。バーバラ・フレックマン (Barbara Freckmann)は、「解剖学的な体操」、「リズム的 な体操」、「ダンス的な体操」、「トゥルネン的な体 操」、「ライフスタイルの中での体操」、「健康・リ ズム・ダンスの統合に向けた体操」に体操を分類 し、「体操連合」で追求された体操は、「健康・リズム・ダンスの統合に向けた体操」であったとした上で、「体操連合」がナチスの支配下に組み込まれ、ナチスの政治理念に包括されていった従属のありようを明らかにした¹¹⁾。森は、20世紀前半のドイツで流行した裸体文化の史的考察を試み、専門団体「体操とダンス」の指揮者であったルドルフ・ボーデ(Rudolf Bode)が1922年に上梓した著書『表現体操』(Ausdrucksgymnastik)を取り上げ、「表現体操」が音楽のリズムから発展した体操であり、ダンス運動に基づいた教育システムに組み込まれていたとして、身体修練の手段としての体操やダンスの洗練化を図ったボーデがナチスの政治運営に貢献したことを指摘した¹²⁾。

以上で、「体操連合」が専門団体「体操とダンス」へと組織変更していった中でたちあがった歴史的事象について触れた論考を先行研究としてとりあげたが、本研究で照準する専門団体「体操とダンス」の具体的な運営活動に検討が及ぶものではなかったことを指摘せねばならない。

2-2. 史料について

「帝国同盟」は、専門団体「体操とダンス」 に所属する学校、及び教員に向けた連絡媒体と して、機関誌『体操とダンス』(Gymnastik und Tanz) を月刊発行した。1934年1月の創刊から 1936年12月の終刊に至るまで、都合36号の発行を みた同誌は、専門団体「体操とダンス」の運営活 動を把握する手掛かりとして重要な史料である。 しかしながら、管見の限り、従前の体操史・ダン ス史研究において、同誌の存在は指摘されている ものの、誌面内容の分析が加えられることはな く、また、同誌の検証、評価を試みた論考を見出 すことはできない。専門団体「体操とダンス」設 立期における「体操」と「ダンス」の性格を明ら かにする本研究では、『体操とダンス』創刊号の 分析をもって、「体操連合」と専門団体「体操と ダンス」の運営活動に認められる連続性と断続 性の両面に照準して検討を進めていく。なお、 『体操とダンス』創刊号では、ヴィクター・ユ ンク(Victor Junk)「新しいドイツ的劇場における舞台ダンスの可能性」、マリー・ヴィグマン(Mary Wigmann)「体操とダンス」が掲載されているが、これらは、専門団体「体操とダンス」の運営活動に触れていないことから、検討対象より除外した。参考までに両論文の大要は、前者がオペラの随従として行われていたバレエが独立した芸術として発展していった過程とバレエ音楽の歴史的変遷を明らかにした内容、後者が体操とダンスに存在する根源性を小論した内容であった。

3. 「ドイツ体操連合」の運営活動の概要

「体操連合」は、カルマイヤー系、ギンドラー系、メンゼンディーク系、ローエランド系、ボーデ系、ラバン系の体操諸流派が一同に介し、体操の普及・促進・保護を目的として1925年12月に誕生した。20世紀初頭に興隆した「芸術教育運動」を基盤として、「体操連合」が追求していった音楽と運動を融合させた運動認識に基づく体操は、集団秩序運動を主とするトゥルネンと趣を隔てた、「身体の内面を意識した運動」「空間を意識した即興による運動を芸術作品へ構築していく能力」「音楽と運動を融合させた身体運動としての体操を構築していく表現能力や芸術性」、これらを特色とするものであった¹³⁾。

1926年の「新体操教育会議」(Tagung für gymnastische Körperbildung)、1931年の「人間形成としての体操会議」(Gymnastik als Menschenbildung)、1926年、27年、28年と3回にわたりトゥルネンやスポーツの女性教員に向けて開催した「女子体操教科課程講習会」

(Gymnastische Frauenlehrgang in Wyk)、機関誌『ジムナスティック』の発行などをとおして、「体操連合」は、自ら追求を重ねる体操の普及・促進に努めていった。「体操連合」の会員数は、創設時に56名であったが、創設翌年の1926年には120名に上り、ピーク時の1931年には1,131名にまで増加した 14)。

「体操連合」は、1930年2月1日に所属会員 や加盟校を対象として、体操授業に関する大規 授業内容に関する法体系が曖昧な故に生じていた「体操」(Gymnastik)という名称の営利目的での乱用、体操諸流派の各校が独自のカリキュラムで授業を運営していた実態の改善に向けて、ヒルカーは連合共通の指導要綱を作成した。しかしながらこの指導要綱は、ラバンの反対により実用化されるには至らず¹⁷⁾、ヒルカーは改めて「一般人向け授業と職業養成専門教育¹⁸⁾のための要綱」(Richtlinien für Laienunterricht und Berufsausbildung)を1927年に作成した。その主な内容は、①専門教育には、「体操」(Gymnastik)、「人体学」(Körperlehre)、「教育学」(Erziehungslehre)の3つの基礎領域を含むこと、②少なくとも9カ月の活動期間を単位として、2年間継続すること等であった¹⁹⁾。

ヒルカーが作成した要綱にある「一般人向け授 業」の項目では、体操教員の出身流派の特性を活 かした授業により、受講者の性別、年齢、職種、 健康度、機能不全や虚弱体質を同時にかつ効果的 に把握でき、授業の目的として受講者の体質改善 を目指し、職業病を緩和させること、身体的、精 神的な障害を取り除くこととする旨が記載されて いる²⁰⁾。『ジムナスティック』 1927年 5・6 月号で は、「体操連合」所属の職業養成専門教育を施し た代表校の一覧が掲載され、上記指導要綱の内 容、及び体操、教育学、解剖学、生理学ととも に、音楽とダンスを網羅した科目の開講が確認で きる²¹⁾。音楽とダンスに注目してみると、1926年 に開催された「第1回女子体操教科課程講習会| において、トゥルネン教員が民族舞踊による技 術的な練習を内容とする講義を担当していた22)。 『ジムナスティック』 1933年 3・4 月号におい

て、ギュンター (Dorothee Günther) は、原始 的な楽器(ハンドドラムや木琴等)の使用による 音楽と運動の統一を目指した教授法を提案し、 「音楽と運動が統一できるのは、我々の伝統的な 民族音楽と民族舞踊の時代を思い返すこと。なぜ なら、民謡は同時に踊られていたからである」23) と論じ、ヒンリッヒ・メダウ (Hinrich Medau) は、「体操教員は、簡単で素朴な運動伴奏を見つ けなければならない。その伴奏音楽は、トゥルネ ンの指導員にとっても、早く習得できるものであ る。それは教育上良いと思われる民族舞踊や民謡 の調和的な音楽である」24)と主張したことが確認 できる。上記の要綱や催しの内容、及び開講科目 に関連した言説からは、後にナチスが優生学に 倣った身体的価値、並びに、民族音楽や民族舞踊 等に内在する伝統的価値を探求していく上での素 地が敷かれていたと捉えられよう。

「体操連合」は、創立当初より教育機関におけ る一教科しての体操の地位確立を目的として、国 家による体操の保護を求め、ベルリンに本拠が あったドイツ体育大学に体操の研究機関の設置を 幾度も申請した。これは、1926年の「新体操教育 会議」がドイツの国民教育に結びつく催しとして 実施され、そこで「体操連合」が公的な体操の保 護を受けるべきと訴えていた事実からうかがい知 れる²⁵⁾。「新体操教育会議 | では、主としてトゥ ルネンに見られた「鋳型化」や「要素化」を基調 とする形式的な運動とは隔たった、自由でリズミ カルな運動と表現を基調とする体操の講演・実演 が行われた。その内容は、体操的なトレーニング を素地とする芸術的な作品の構築に向けた運動、 身体の緊張と緩和に効果のある呼吸法に基づいた 体操、リズム的な体操、芸術性を志向したダンス 的な体操を実験的に試み、多角的に体操を捉え たものであった²⁶⁾。しかしながら、1931年の「人 間形成としての体操会議」では、「身体運動のト レーニングとその活動の過程で培われる精神性 は、人間教育と人間形成に役立つ」27)とする考え のもと、人間教育と人間形成に資する体操への 理解の促進が前面に押し出され、「新体操教育会 議」で力点が置かれた体操の芸術性や表現性は軽 視された²⁸⁾。

「体操連合」が望んだ体操の研究機関の設置に ついて、一度は決定された。しかしながら、それ ぞれが独自のかたちで授業を運営した体操諸流派 の学校の足並みが揃わず、上記の会議にみられた とおり体操の内容に変化が生じていくと、国家に よる体操の保護は暗礁に乗り上げるとともに、 「体操連合」の勢力は縮小していった。両会議の 参加者数に注目してみると、「新体操教育会議| が2.000名近くであったのに対し²⁹⁾、「人間形成と しての体操会議」は700名であった³⁰⁾。参加者数 の激減に加え、「人間形成としての体操会議」の 初日に開催された会員総会において、ボーデと ボーデ系の教師陣の一部、「体操連合」の理事で あったアンナ・ヘアーマン (Anna Hermann) と彼女の全関連校、メンゼンディーク系の一部の 所属校が「体操連合」を脱退するという事態も 生じ31)、同会議以降、「体操連合」の主催による 大々的な行事が開催されることはなかった。この 背景には、「体操連合」の設立や活動に貢献した 多くの会員や学校の脱退に加え、1929年に発生し た世界恐慌の影響により、経済的困窮に直面した 数多くの体操教員が職を失っていった事実があっ た。この結果として、組織の存続の岐路に立たさ れた「体操連合」は、1933年にナチスが実権を握 るとその支配下に組み込まれていった。

4. ナチス教員連盟傘下「ドイツトゥル ネン・スポーツ・体操教員帝国同 盟」の設立と「当局の規程」

「体操連合」が望んでいた国家による体操の保護は、1933年に「ナチス教員連盟」傘下に設置された「帝国同盟」に「体操連合」が組み込まれ、その翌年1月に専門団体「体操とダンス」として組織化され、ナチス政策を遂行する国家団体へと変更したことにより、必然的に実現するところとなった。ハンス・シェム(Hans Schemm)を指導者とする23人の教師によって、1929年にバイエルン州で設立された「ナチス教員連盟」は、教

育、文化、宗教、芸術の分野における国民社会主 義思想に基づいたイデオロギー教育の教化を目的 とし³²⁾、ナチス党員の自発的意志によって結成さ れた政治団体であった³³⁾。同連盟の傘下に設置さ れた「帝国同盟」は、多くの教育機関における トゥルネン教員やスポーツ教員、また、教育機関 の外で活動する一般のトゥルネン指導者やスポー ツ指導者をはじめ、身体教育に関わる指導者や団 体を包括した。「帝国同盟」は、「トゥルネンとス ポーツ」(Fachschaft Turnen und Sport)、「体 操とダンス」の両専門団体から構成され、前者を 統率したのは、ナチスの親衛隊大佐であったグス タフ・シェファー (Gustav Schäfer)、後者を統 率したのは、1928年にドイツ独自の文化生活を検 討する目的でナチスが組織した「ドイツ文化闘争 同盟」(Kampfbund für Deutsche Kultur) の構 成員であり³⁴⁾、先述したとおり、1931年に「体操 連合 | を脱退したボーデであった。

専門団体「体操とダンス」は、「体操連合」 が発行していた『ジムナスティック』の続編に あたる機関誌『体操とダンス』を1934年1月に 創刊した。創刊号に掲載された「当局の規程」 (Amtliche Bestimmungen) の冒頭部におい て、公職官庁からの命令、大臣からの指令、「帝 国同盟」と2つの専門団体への指示を今後継続し て機関誌上で公示するため、規程内容を隈なく読 みわたし、確認作業を義務付けるとの文言が認め られる。ここから、諸々の連絡媒体としての機関 誌の重要性がうかがえる。「当局の規程」には、 「帝国同盟」に所属するトゥルネン教員、スポー ツ教員、体操教員、ダンス教員向けの訓令が掲載 され、シェファーの署名のもと、「トゥルネンと スポーツ |、「体操とダンス | の両専門団体に向け た訓令がまとめられている。それは、①体操専門 教育の修了証明を有する者だけが体操やダンスの 教員と名乗ることができ、疑わしい場合は、その 決定を帝国同盟の理事長が決定する、②トゥルネ ン、スポーツ、体操、ダンスの各分野において、 最低2年以上の養成専門教育を修了した者でなけ ればならない、③トゥルネン教員とスポーツ教員 は、体操またはダンスの専門教育を受けていなければ、体操教員またはダンス教員と名乗って体操やダンスの授業を実施してはならず、これと同様に体操教員とダンス教員は、トゥルネンやスポーツの指導資格を保有せずにトゥルネンとスポーツの授業を実施してはならない、という点を主内容としていた350。

上記の②にある、「最低2年以上の養成専門教 育を修了」という訓令は、先にあげた「一般人向 け授業と職業養成専門教育のための要綱 | の内容 と同様のものであったことから、「体操連合」と 「帝国同盟」との間に存在した取り組みの連続性 を認めることができる。先述したように、「体操 連合 | に所属した体操諸流派の学校がそれぞれ独 自のかたちで体操授業を運営していたことは、国 家による体操の保護を求めるうえで大きな障害と なった。また、体操がドイツ国内で一大ブームに あった1920年代後半において、体操に教育学的な 効果がないとの風評が広がっていたことも保護 を受ける妨げとなっていた³⁶⁾。しかし、「当局の 規程 | に集約されるように、ナチスの統制をもっ て国家の保護下における授業の運営が可能となっ たのである。これにより、「体操は従来のトゥル ネンやスポーツと異なるモダンな形態であり、ま た、異なる方法で行われる運動形態であり、身体 修練ではあるものの、虚栄心を満たすものであ り、自己に酩酊や忘我の状態をもたらす麻酔剤の ようなものである」³⁷⁾ とのトゥルネン教員であっ たハルテン (Reinhold Harten) の言葉に代弁さ れるような批判をトゥルネンやスポーツの関係者 から集めていた体操やダンスの評価は変わってい った。上記③が端的に示すように、体操やダンス は、身体教育の中枢を担ってきたトゥルネンやス ポーツと同等の教育的価値を帯びていったのであ る。

5. 機関誌『体操とダンス』創刊号に みる「体操」と「ダンス」の性格

専門団体「体操とダンス」が発行した機関誌 『体操とダンス』創刊号の分析をとおして、上 述した「体操連合」の運営活動を考慮に入れながら、専門団体「体操とダンス」設立期で典型とされた体操とダンスの性格を以下で探っていきたい。

5-1. ボーデ著「ナチズム国家における体操とダ ンス」

専門団体「体操とダンス」の指揮者であったボーデは、1933年12月10日にベルリンで開催された「ドイツ文化闘争同盟」の専門グループ「身体形成とダンス」(Fachgruppe Körperbildung und Tanz)と専門団体「体操とダンス」の合同決起集会における自らの演説内容を「ナチズム国家における体操とダンス」(Gymnastik und Tanz im nationalsozialistischen Staat)としてまとめ、

『体操とダンス』創刊号の巻頭論文に寄稿した。 論考の冒頭部においてボーデは、歴史的観点に 基づいたナチズムへの高い評価を表明するととも に、ヒトラーが主導するナチズムの進捗の実際に ついて、以下のとおり言及した³⁸⁾。

「何かがしっかりと掴むことから生まれたとしたら、それは今日のナチズム国家であり、何かが血に結びついた思考から生まれたとしたら、それはナチズムの理念であり、また何かが極めて力強い本能から生まれ、しかもそれが日々新しく生まれるとしたら、それは成立しつつあるナチズムの民族共同体である…中略…国民全体が手を携えて、総統を頂点とし、総統と全体の有機的な関連によって、持続的に結びついているという形態の国家を建設しつつある。」

さらに、ナチズムのもとでは、教育と芸術の新しい解釈も完全に客観的で有機的に関連しており、新たな解釈を規定しているのは、極めて単純で基本的な認識と諸原則であるとして、ボーデは以下の3点をあげた³⁹⁾。

1. 全ての客観的な気性の前提条件は、国民の

血と土に結びつけられた力の生きた流れである。この民族の根源的な力は、リズミカルな性質のものであり、国民のつながりとして個々人を結び付けている。

- 2. 有機的な関連を基軸とする国家理念を背景として、いかなる教育においても、客観性とリズミカルな束縛の統合が教育を受けた個々人に反映されることにより、効力を発揮する。
- 3. ナチズムの教育理念は、ナチズムの芸術教育の理念でもある。なぜならば、真の芸術作品は、必然性と自由、いわば、防衛と思潮の統合だからである。この理念は、教育のあらゆる分野を覆っている。

これに続けてボーデは、身体教育が教育の周縁にある営みとして解釈される傾向が強いことを指摘し、総合的な教育計画を打ち立てる中で、あらゆる文化政策の基準として身体教育の重要性が認識されない限り、実り豊かなナチズムの文化政策が存在し得ないことを強く唱えるとともに、ナチズム国家は、国民の肉体的、精神的な維持に向けた強い意志、確固たる明晰さの必要性を述べた400。

専門団体「体操とダンス」設立期の身体教育に

関わる見解を表明したボーデは、これに続けて、「あらゆる活気に満ちた人間が我々を捉えて離さないものは、生命の表現による直接さ、使命の遂行のために必要な時はいつでも内面の力を完全に発揮させる能力であり、これらの能力を個々人の内に培うことが体操とダンスの果たすべきで使命である」⁴¹⁾との文言を残している。この主張を基礎に据えながら、体操がトゥルネンやスポーツによる身体修練と同等のものでなければならないとして、ボーデは客観的な法則性に裏打ちされた体操の重要性について、以下のとおり説いた⁴²⁾。

「人間が動こうとする際に沸き起こる衝動の リズムを、自己の内に持ち、外へ向けて現実 化させることができて、初めて芸術の基本的 な成立条件の理解が可能となる。そのための 適切な分野は体操である。ただし、それは表面的なわざとらしいものではなく、客観的な 法則性に基づいた動きの実現として理解する ことが前提である。」

さらにボーデは身体教育の目標について、「弾 力的な人間の育成でなければならない。なぜなら 弾力的な人間のみが、民族の仲間同士との真の結 合を可能とし…中略…躍動する精神的姿勢から来 る結合を得ることができるからである」⁴³⁾ と主張 している。実際のところボーデは、上記引用にあ るように、人々が運動する際に生じる衝動のリズ ム、感情を喚起する身体運動として体操を捉える ばかりでなく、個々人の身体運動をとおして民族 共同体をかたちづくるための教育としても体操 を捉えていた44)。ボーデは、音楽教育の第一人者 であるダルクローズ (Émile Jaques-Dalcroze) の元で学んだ時代に、すでに民族主義的な教育の 構想を描き⁴⁵⁾、第1次世界大戦後には、「非ドイ ツ」的なもの、「知性偏重」、「ドイツ民族への危 険 となるものについて、ドイツの文化を破壊す るものとして批判していた⁴⁶⁾。ボーデは、文明化 された人間が自然な動きを失ってしまったことを 危惧し、正しい運動は無意識の中に起こる自然運 動のみであり、人間はリズミカルな全身運動に戻 らなければならないと考えていたのである^{47),48)}。 ボーデの運動認識が「振り」(Schwung) の運動 にあらわれると論じた菅井は、「振り」を行う際 に表出される「緊張と解緊の交替」にリズムの本 質があり、「振り」の運動を体操の中心に据え、 緊張と解緊のリズミカルな交替、全身運動、身 体と心の相互作用、表出に関する運動法則を駆 使して動きの基礎修練に力を尽くしたと検討して いる49)。ナチスの教育理念と芸術教育の関係性を 検討したボーデは、この「振り」の動きに代表さ れる緊張と解緊のリズミカルな交替の反復練習に よって、人間の根源にあるリズムや感情を生み出 す体操の機能を広範に行き渡らせ、芸術能力を高 めることができると認識していた。そのために は、動きの反復を徹底し、そこから生み出される

動きの法則性、内面から生み出される感情を教育することによって、ナチス体制下の国民に不可欠な要素である強い意志、確固たる明晰さが培われると考えたのである⁵⁰⁾。

体操の一方でダンスに注目してみると、ボーデ はダンスが有する民族性に導かれた精神的なもの のありようについて、次のとおり述べている⁵¹⁾。

「精神的なもの、それが途切れることなく表出するところでは、激しい力が作動しており、それは民族共同体だけでなく、母なる大地を旋回し、エネルギーを供給する激しさで歓声をあげたくなるような連帯をもつ、これぞまさしく精神力の表現であり、ダンスのみがその価値を持つ。…中略…真の男は闘うだけでなく、踊ることも知っている…中略…ダンスは、民族の中で極めて深い地中に根を表っており、この根から振動する力が上昇し、極めて細かく枝分かれする中で、男女のペアで踊ることに至るまで、母なる大地の生命様式を明確にする表現である。」

先述したように1920年代中盤から1930年代初頭にかけての体操ブームの中心に存在したのは女性であった。しかし、「真の男は闘うだけでなく、踊ることも知っている」「男女ペアで踊る」というボーデの言葉の端々に示されるように、専門団体「体操とダンス」設立期におけるダンスは、性別の如何を問うことのないドイツの伝統に根ざした土着の民族舞踊と符合するものであった。

論考の最後の部分においてボーデは、体操とダンスの課題について、「我々ドイツ人を結びつけているのは、血だけではなく、生来にある我々の血のリズムである。このリズムを我々の生活の様々なシンボルの中で再び目に見えるようにすること」520と言及し、生来的なリズムの可視化を提起した。これに続けて、「ダンスによるリズムの振動から舞台と観客が融合して一体的な体験となり、この体験の本質は、人間が歌いつつ、踊りつつ、より高き共同体の成員として自身を表し、こ

のより高き共同体を創り出すことが、ナチズム国家における体操とダンスの使命であり、この決起集会が、所轄の政府官庁からだけではなく、一般社会からも、その重要性にふさわしく尊重されるように寄与することを望む」⁵³⁾との文言が記されている。

以上でボーデの論考の要点をとりあげたが、ここから専門団体「体操とダンス」設立期で典型とされた体操とダンスの性格が民族共同体の形成に資する体操とダンスであることが認められた。この啓発活動をもってして、ボーデ自らが指揮を執る専門団体「体操とダンス」は、ナチズム国家の発展に貢献していく旨を寄稿論文において表明したのであった。

5-2. 指導要綱「ナチズム国家における身体形成とダンスのための精神的基盤」

「帝国同盟」は、専門団体「体操とダンス」に 所属した体操学校や舞踊学校、及び教育現場に携 わる体操教員、ダンス教員を対象として、指導要 綱「ナチズム国家における身体形成とダンスのた めの精神的基盤」を作成し、これを『体操とダン ス』創刊号で発表した。シェファーとボーデを署 名者とする指導要綱は、体操分野とダンス分野と に分けてまとめられており、後述する専門団体 「体操とダンス」の体操教員採用試験における必 須課題の一つとされた。

体操分野の指導要綱の前文では、ナチズムの観念に基づいて浮上する体操の課題が以下のとおり記されている⁵⁴⁾。

「ナチズムの世界観と人生観は、『血と土』という言葉で表現されており、人間が身体の内側へ、また、外側に向かって根を張っていくことを意味している。ナチズムの世界観と人生観は、ドイツ民族の全ての文化活動、優れた教育、とりわけ身体教育に重きを置いている…中略…そのために方法論を固めること、内側から外側に向けた打開を容易にすること、これがドイツ体操の課題である。」

これに続けて、「古い身体教育は、若い人々を健康的にたくましく、強固にした」とのように、トゥルネンの功績を認めた上で、「感銘と表現というものが青少年の柔軟性には重要である」として、感銘と表現に接続した身体教育が身体の原始的な感覚を覚醒させること、さらに、より高度な戦闘能力の獲得に向けた身体教育が青少年には重要であり、それは体操をもって実現が可能であることなど、国民教育、戦闘能力の強化に向けた教育、母性教育、職業従事者教育、学校教員教育を視野に収めながら、体操をとおした身体教育に関わる以下の要点があげられている550。

- ・有機的な動きを模倣するために、ドイツ人の 観察力を高める。それは、原始的な表現を観 て感銘しやすくなること、それが向上すれ ば、動きを模倣することに対して活発に適応 できる。
- ・身体運動と文化的な芸術表現との関連性を際立たせる。それは、国内でドイツ民族が各々の表現経験を可能とするためである。そのためには、運動感覚を十分に発達させ、言葉と身振りの関係性をより深く理解させる。その手段は、役者と観客の相互作用を発達させることである。身体運動の発達に関する重要な条件は、生命力あふれる音楽教育にあるとみなされる。
- ・ドイツ人の表現力は、いまだ強く抑制されている。身体の中で完全に静止した状態のものに再び影響を与え、運動の活気を掘り起こし、これを高めることである。精神的な能力の効果は、国民同胞上にあらわれる。なぜならば、精神的な相互作用の能力に基づいて、国民同胞と国家は関連しているからである。

次にダンス分野の指導要綱に目を向けてみると、感情や意志よりも伝統に導かれた知性や理性を重んじる主知主義への抵抗を強調したダンスの課題が記されている⁵⁶。

「中世や18世紀に身分制度を反映した表現として、農民階級やツンフトによる無数の民族舞踊、騎士階級や宮廷における優れた価値と評価のダンス文化が存在したが、19世紀にたちあがった主知主義によって、身体的なものが過小評価されて沈下してしまった。民族舞踊や宮廷舞踊の要素を組み合わせた純粋なステップ、原始的な足踏みによるステップの水準に到達するには、音楽が重要になる。

これに続けて、ドイツ的な文化における最も高尚な心情の表出は、全てのダンス、すなわち、民族舞踊、芸術ダンス、社交ダンス、劇場ダンスや「動きの合唱」(Bewegungschor)の中にあり、あらゆる国民同胞や連盟、官庁の力強い共同作業が必要であるとして、ダンスをとおした全ドイツ人と国家との連携が唱えられ、ダンスの再編成に向けた以下7項目の原則が提示されている。以下、要点をあげておきたい⁵⁷⁾。

- 1. ダンスは、あらゆる方面における健全な民族力の表出として評価される。
- 2. 健全な民族力の表出(解放と噴出)は、ダンスにもその特徴がある。
- 3. 男女に分け隔てられた本質の全ては、共通 する運動の中だけに表れ、ダンスの中で民 族は共に順応する。
- 4. 全てのダンスは、音楽と最も密接に関連している。音楽を「伴奏」扱いとしたことで、ダンス文化が成し遂げようとすることを排除してしまった。ダンスの改革に向けて、最も優れた音楽家の協力が必要不可欠である。
- 5. 芸術性を帯びた全てのダンスは、運動による言語と歓喜をとおして民族の根源と共鳴を呼び起こさなければならない。その運動は、次のようにして高められる。
 - ・動きが洗練化・細分化されていること
 - ・精神形成とのより強い緊張関係がある こと

- ・空間と時間のイメージを十分に練り上 げること
- ・観客による外部協力があること これは、観客の身体的熱狂をたちあげる 民族舞踊の課題であり、ダンサーの精神的 エネルギーによって観客を魅了させる芸術 ダンスの課題でもある。
- 6. 芸術ダンスの指導者は、各々が民族を再建 する教育者として活動しなければならな い。
- 7. 養成専門教育の目的は、観客を感銘させることである。

ダンス分野の指導要綱の最後は、「あらゆる真の運動芸術は、あらゆる真の音楽と同様であり、 民族と神性によって支えられる共同社会において、『エネルギーを享受するきらめき』、『目に見えぬエネルギーの開花』は、個々人の感知能力の発展を必要とする」⁵⁸⁾ との内容で締めくくられている。ダンスの再編成に向けて音楽の重要性を説いていることは、音楽と運動の融合を要点とする「体操連合」の教育上の骨子に連なるものとして捉えられよう。

先述したように、「体操連合 | が追求した体操 は、教育運営の様々な側面で民族性を取り入れな がら運動と音楽を融合し、身体の内面的な機能へ の働きかけを重視することに特色があった。そ こでは、「体操連合」の規約にある「身体を物質 的な側面のみから捉えるのではなく、精神的・知 性的な身体の価値を積極的に見出すこと |59) とす る体操の目的に関わる文言に示されるように、人 間の運動そのものに視線を注ぎ、音楽やリズム、 空間をいかんなく活用して、どのように動きや表 現を導き出すか、また、動きを構築していくかと いう点に関心が置かれていた。その一方で、専門 団体「体操とダンス」の体操分野の指導要綱から は、運動そのものに注目するのではなく、ナチズ ムの観念に裏打ちされた民族共同体としての感情 を醸成する国民教育のツールとして体操を捉えて いたことがうかがえる。この背景には、国家から

の規制を受けずに自由な活動を展開していた「体操連合」がナチズム国家の発展を司る「帝国同盟」に組み込まれ、国家による体操の保護を受けられるようになった結果、体操と国家政治の関係が緊密化していった実状があったと考えられよう。

ダンス分野の指導要綱では、ダンスをとおした 全ドイツ人と国家との連携を唱える中で、祝祭場 面などをとおして伝承されてきた民族舞踊は、そ の場を構成する男女やグループ、観客が気持ちを 分かち合いながら音楽に合わせて一体となり、と もにドイツ民族であることを実感するための健全 なる民族の表現として特に尊重されていた。この 点について、「体操連合」の活動内容との関連に 注目してみると、ラバンは「体操連合」を1927年 に脱退しているが、ラバン系の学校の多くが「体 操連合」に残り、「新体操教育会議」においてラ バンの弟子であるヴィグマンやクルト・ヨース (Kurt Jooss) らが芸術的で華やかな舞台公演 を演出したこと、1926年、1927年の「女子体操教 科課程講習会 | でラバン系の学校の活動内容がプ ログラムの一つとして提示された事実が示すよう に、ラバンの存在を見過ごすことはできない。な ぜならば、観客にも動きの楽しさを集団で経験さ せるという舞台演出「動きの合唱」を考案したラ バンは、日常の労働と非日常の祝祭がダンスとし て昇華し、それがドイツ文化を構築するという思 想の持ち主だったからである⁶⁰⁾。「動きの合唱」 のために集められた何千もの人々は、その大部分 がダンサーとしての訓練を受けていなかったため に動きを簡素化しなければならず、その対応とし てラバンは、体操や民族舞踊の動きに着想を得た という610。

党大会をはじめとするナチス主宰の祭典では、 政治に無関心な人々を動員するために、郷土劇、 映画上映、民族舞踊といった華やいだ催しが用意 され、エンターテイメント性が盛り込まれた⁶²⁾。 上述したとおり、動きの簡素化を目的として芸術 ダンスが動きの洗練化・細分化を課題に掲げたこ ともこれと無縁ではなく、政治に無関心のうえ に、ダンサーとしての技量を持たない人々でも楽しくダンスをする、鑑賞するというねらいを孕むものであった。つまり、ダンス分野の指導要綱にある民族舞踊や「動きの合唱」に端的なかたちで示されるように、ダンスは体操と同様に、ナチズムの色彩を纏った民族共同体としての感情を醸成する国民教育のツールであったと捉えられよう。

以上で指導要綱の内容について検討を加えたが、「ナチズム国家における体操とダンス」の中でボーデが示した専門団体「体操とダンス」設立期で典型とされた体操とダンスの性格が指導要綱にあらわれていたことが認められる。

5-3. 体操教員採用試験規程

先にとりあげた「当局の規程」には、専門団体 「体操とダンス」に所属する体操学校、舞踊学校 に向けてシェファーとボーデが作成にあたり、 1934年1月10日に公示された体操教員採用試験規 程の試験要綱と試験内容が示されている。「帝国 同盟」に所属する養成専門教育校への役割を中心 にまとめられた試験要綱には、①体操学校または 舞踊学校で教職活動に携わるにあたり、2年間の 養成専門教育校での教育とその後の9カ月を最低 期間とする研修、これらを前提条件とした「帝国 同盟」の監督下で実施される試験の合格を必要と する、②「帝国同盟」は、試験日時や試験内容に 対して異議を唱えることができ、試験には、「帝 国同盟」の全権委員を派遣すること、養成専門教 育校が既に全権委員によって承認されている場合 は、養成専門教育校が全権委員を代行できる、③ 試験合格者は、「帝国同盟」の試験実施委員会と 全権委員の署名入りによる授業資格証明書を受領 した後、所轄の教育庁に申請後、養成専門教育校 より所属する学校の決定を受け、授業実施の許可 を得ることができる等の内容を確認できる63)。

続いて、試験内容について示していきたい。体 操教員採用試験は、養成専門教育校の特色を考慮 に入れながら、筆記、実技、口頭の各試験から実 施されたが、筆記と実技を網羅した下記の試験内 容は、全ての養成専門教育校に共通した必修課題 とされたものである⁶⁴⁾。

- I. 人体と発育発達の知識
 - 1. 解剖学と生理学
 - 2. 体質・遺伝学・人種学に関する基本事項
 - 3. 応急処置
- Ⅱ. 教育目的と教育方法の知識
 - 1. 心の発達に関する基本事項(心理学)、 循環運動による教育
 - 2. 教員と生徒の関係
 - 3. 身体教育の思想と実践
 - 4. アドルフ・ヒトラー著『我が闘争』、指導要綱「ナチズム国家における身体形成とダンスのための精神的基盤」、「ドイツ文化闘争同盟」ならびに「帝国同盟」発行の出版物

Ⅲ. 体操の知識

- 1. 個別課題に関する運動経過の有効的な教育方法
- 2. 提示された体操課題に関する授業実践
- 3. 一般人向け体操の授業起案と構成能力

上記の必修課題と同様に筆記と実技を網羅した 以下の試験内容は、各養成専門教育校の特色に応 じて、暫定的ではあるが最低限実施する必要があ るとされた⁶⁵⁾。

A. 音楽と運動(基本)

- 1. 楽器演奏(ピアノ、もしくはバイオリン)
- 2. 音感教育
- 3. 旋律教育(場合によっては、特色のある 楽器を使用した運動をともなう)
- 4. リズムとハーモニーの調和
- 5. ドイツ音楽史
- 6. 民謡
- B. ダンスと運動構成(民族的要素と芸術的な 形式)
 - 1. 運動構成の法則
 - 2. 授業構成の方法論

- 3. 舞踊史(特に民族舞踊史)
- 4. ダンス固有の運動構成
- C. スポーツと衛生学
 - 1. トゥルネンとスポーツの特色
 - 2. 任意のスポーツ種目(陸上、水泳、ボート、球技、スキー、スケートなど)の理 論と実践
 - 3. 呼吸法と身体衛生
 - 4. 姿勢と調整訓練

実技試験と口頭試験の内容については、養成専門教育校から試験 4 週間前に「帝国同盟」に報告され、試験14日前に郵便で志願者に伝達されるかたちで、予め試験実施委員会から提示された。

以上であげた試験要綱に注目してみると、「2 年間の養成専門教育校での教育」との文言は、 「体操連合」の「一般人向け授業と職業養成専門 教育のための要綱」と同様の措置である。国家の 管理外にあった「体操連合」の要綱は、体操教員 採用試験の有無そのものが曖昧で、所属校の自由 裁量に任されていたが、「帝国同盟」の試験要綱 は、ナチスの拘束力を背景として、上記引用の項 目に示されるように、体操教員採用試験を一本化 し、体操学校、舞踊学校に着任するまでの道程を 制度化したものであった。

試験内容について、順を追って注目してみると、必修課題として設定された「I.人体と発育発達の知識」「Ⅱ.教育目的と教育方法の知識」「Ⅲ.体操の知識」は、「一般人向け授業と職業養成専門教育のための要綱」で定められた「人体学」「教育学」「体操」の3つの基礎領域にそれぞれ対応していたことから、「体操連合」との連続性を認めることができる。Iについて、「解剖学と生理学」「応急処置」が継承され、そこに遺伝学と人種学⁶⁶⁾が加えられている。また、Ⅱについて、アドルフ・ヒトラーの著書『我が闘争』をはじめ、ナチス関連団体の資料が明記されている。これらに認められるナチスによる人口政策の根幹を成した優生思想やナチズムの啓発を骨子とした資料の理解力を問うた試験内容は、ナチス体

制下にある専門団体「体操とダンス」の旗色を 鮮明にあらわしたものとして考えられ、「体操連 合」の取り組みとの断続性をみることができる。

各養成専門教育校の特色に応じた試験内容につ いて、「A. 音楽と運動 | に注目してみると、音 楽と運動を融合した拍手や足踏みの動き、ティン パニーやハンドドラムなどを使用した運動⁶⁷⁾、運 動を行う際に発せられる言葉をメロディーに置き 換え、音楽を形成させるといったリズムとハーモ ニーの調和⁶⁸⁾ など、「体操連合」が追求した体操 を基盤として、ドイツ音楽史、民謡が加えられて いる。「B. ダンスと運動構成」においては、「舞 踊史」でとりあげる主要個別領域として「民族舞 踊史」が組み込まれている。ここに示されている 民族性と結びついた複数の試験内容が物語るよう に、「体操連合」の取り組み以上に民族性の学び を重要視していた点は、教育運営の様々な側面で 民族性を手掛かりとして動きづくりの要素を探っ た「体操連合」の取り組みとは性格が異なり、民 族共同体の結束に力を注ぐナチス政策を反映した 断続性として捉えられよう。

また、「運動構成の法則」や「ダンス固有の運動構成」が設けられたことは、指導要綱で芸術性を帯びた全てのダンスが洗練化・細分化された動きを重視したように、ダンサーとしての技量を持たない人々に向けた教育を実施するうえで必要不可欠であったと考えられる。「体操連合」は、音楽と運動を融合させた運動認識に基づいて、身体の内面の意識化、即興性に導かれる動きの創出、構築を自由なかたちで追求していったが、自由な動きの流れを分節し、その理解力を図った試験内容からは、運動認識に関わる断続性が存在していたものとして把握できよう。

「C. スポーツと衛生学」については、「帝国同盟」が専門団体「スポーツとトゥルネン」と「体操とダンス」を開設したことの対応措置として捉えられる。これに関連して、「体操連合」が開催した1926年の「女子体操教科課程講習会」の中で、トゥルネンとスポーツに対して新しい体操とリズム的なトレーニングが有効であるとして陸

上競技的な実践活動が行われ⁶⁹⁾、また、1927年の同講習会では、「国民的な運動」と題して体操を基盤とした歩・走・跳の調和的運動、ボールゲーム、運動遊戯、投てきが実施されていたことを考慮すると⁷⁰⁾、「体操連合」の取り組みとの連続性を認めることができる。

以上でとりあげた体操教員採用試験規程の検討から、同規程が少なからず「体操連合」の取り組みを引き継ぎつつ、全ての体操とダンスの養成専門教育校に対して統一した試験制度を整備したこと、これと同様に「体操連合」の取り組みを引き継いだ連続性、及びナチズム国家の発展を企図したねらいが加えられた断続性の両面が試験内容に内在していたことが明らかにされた。

6. まとめ

本研究の検討内容は、以下のとおり整理できる。

1. 1925年に誕生した「体操連合」は、音楽のリ ズムと結びついた芸術的な運動形態を主要素 とする体操やダンスを追求し、その特色は、 身体の内面を意識することをはじめ、空間を 意識した即興による動きを発展させること、 運動と音楽を融合させて個々の表現能力を高 めることにあった。「体操連合」は、体操会 議や講習会の開催、機関誌『ジムナスティッ ク』の発行をとおして、自らが追求する体操 やダンスの普及・促進に努め、また、1920年 代中盤から1930年代初頭の一大体操ブームの 最中にたちあがった「体操」の名称をめぐる 権利問題や体操諸流派の各校が独自のカリ キュラムで授業を運営した実態の改善に向け て、1927年に連合共通の指導要綱「一般人向 け授業と職業養成専門教育のための要綱 | を 作成した。「体操連合」は、創立当初より教 育機関における一教科としての体操の地位確 立を目的として、国家による体操の保護を求 める活動を展開したが、1931年に開催された 「人間形成としての体操会議」の会員総会に おいて、「体操連合」の設立や活動に貢献し

- た多くの会員や学校が脱退を表明したことが 示すように、体操諸流派の足並みが揃わず、 国家による体操の保護は暗礁に乗り上げ、勢 力を縮小させていった。
- 2. 1933年にナチスが実権を握った後、組織の 存続の岐路に立たされていた「体操連合」 がナチス教員連盟により設置された「帝国 同盟 | 傘下の専門団体「体操とダンス | に組 み込まれると、国家による体操の保護が実現 した。専門団体「体操とダンス」が発行した 機関誌『体操とダンス』創刊号に掲載された 「当局の規程」には、体操やダンスが身体教 育の中枢を担ってきたトゥルネンやスポーツ と同等の教育的価値を有することが明示され た。また創刊号において、専門団体「体操と ダンス」の指揮者であったボーデは、巻頭論 文「ナチズム国家における体操とダンス | を 寄稿し、民族共同体をかたちづくるための教 育として体操を捉え、また、ダンスが有する 民族性に導かれた精神性を性別の如何を問う ことのないドイツの伝統に根ざした土着の民 族舞踊に求めていたことを表明した。ここか ら、専門団体「体操とダンス」設立期で典型 とされた体操とダンスの性格が民族共同体の 形成に資する体操とダンスであることが認め られた。
- 3. 「帝国同盟」は、専門団体「体操とダンス」に所属した学校や教育現場に携わる教員を対象に指導要綱「ナチズム国家における身体形成とダンスのための精神的基盤」を作成し、『体操とダンス』創刊号で発表した。ここから、人間の運動そのものに視線を注いだ「体操連合」は、教育運営の様々な側面で民族性を取り入れながら、運動と音楽の融合に基づく動きを追求していたが、専門団体「体操とダンス」では、人間の運動そのものへの注目ではなく、ナチズム国家の発展と結びついた民族共同体としての感情を醸成する国民教育のツールとして体操とダンスを捉えていたことが明らかにされた。また、「当局の規程」

では、専門団体「体操とダンス」に所属する 体操学校、舞踊学校に共通した体操教員採用 試験規程の試験要綱と試験内容が示された。 体操教員採用試験を一本化し、体操学校、舞 踊学校に着任するまでの道程を制度化した 試験要綱の一部では、「体操連合」の指導要 綱と同様の措置が認められた。試験内容については、必修課題の設定枠組や各養成専門教 育校の特色に応じた暫定的課題の一部において、「体操連合」の取り組みとの連続性が存 在し、その一方で、「体操連合」の取り組み を引き継ぎつつ、ナチス政策を反映した内容 が加えられたこと、また、「体操連合」との 運動認識に関わる違いが存在していたことに 断続性が認められた。

機関誌『体操とダンス』は、ヴァイマル時代か らナチス時代への移行段階における体操とダンス の一側面を露わにする貴重な史料であった。同資 料の分析をもって、時代の移行段階における体操 とダンスに内在した性格を連続性と断続性の両面 から導き出した点は、近代ドイツの身体文化史に 新たな知見を提示できたと考えるところである。 しかしながら、本研究の検討対象は、「体操連 合」、専門団体「体操とダンス」の組織原理にほ ぼ限定されるものであった。そのために今後の課 題として、両団体の運営において中心的な役割を 担った体操専門家、ダンス専門家の思想性をはじ めとする指導者原理に広げながら、機関誌『体操 とダンス』の分析を重ね、ナチス時代の進展とと もに体操とダンスが歩んでいった道程に注目して いきたい。

注および引用・参考文献

1) 「新教育運動」は、19世紀末から20世紀初頭 にかけて伝統的な教育と教育観の行き詰まり を実感していた教育学者らが、教師の一方的 指導、詰め込み式のドリル学習や強制的な指 導、画一主義や形式主義、子どもの人格発達 への抑圧といった教育のありように異を唱

- え、新たな教育文化観の構築を求めた運動で ある。
- 2) 「芸術教育運動」は、教育に芸術的特性を取り入れて、美術、手芸、作文、音楽といった美的享受や美的創作をとおした情操の陶冶を目的として行われた運動である。この運動は、1901年の「造形美術」(bildende Kunst)を端緒とする3回にわたる芸術教育会議をとおしてドイツ全土に拡大していった。
- 3) A.リヒトヴァルク (著)、岡本定男 (訳): 『芸術教育と学校-ドイツ芸術教育運動の源 流-』明治図書出版、1985年、pp.35-37
- 4) Ludwig Pallat: KÖRPER UND KUNST, KÜNSTLERISCHE KÖRPERSCHULUNG, Ferdinand Hirt Verlag, 1923, S.5-8
- 5) 日本における舞踊史研究の先駆者である邦 は、20世紀初頭の体操について、名称は体 操でも実質的には舞踊であり、人々はこれ を一種の舞踊としてうけ入れたこと、さらに ボーデがすべての体操の完璧した姿は舞踊で あると宣言したことに言及し、多くの舞踊家 らが体操会議に参加しているのは、その体 操会議が彼らにとっては実質的には舞踊会 議でもあったと論じた (邦正美:『舞踊の文 化史』岩波書店、1984年<第9刷>、p.133 参照)。また、近現代ドイツの体操史を概観 したクローデル (Evi Krodel) は、「体操連 合」に所属していた舞踊の流派の大部分が 1928年に「ドイツダンス共同体」(Deutsche Tanzgemeinschaft)、及び「ドイツダンス 連盟 | (Deutscher Tänzerbund) が設立さ れると同時に「体操連合」を脱退したこと に言及し (Evi Krodel: Rückblende auf die historische Entwicklung der Gymnastik, Leibesübungen-Leibeserziehung. 2, S.43, 1975参照)、20世紀初頭のドイツ舞踊史研究 に取り組んだマインツェンバッハ(Sandora Meinzenbach) は、ボーデやギュンター (Dorothee Günther) が促進したリズム を基調とする体操が同時代の表現力豊か
- なダンスと明確に分離できないと主張している(Sandora Meinzenbach: Rudolf von Laban Gymnastik und Tanz, Florian Noetzel Verlag, 2016, S.14参照)。事実として、「体操連合」に所属しながら、「ドイツダンス共同体」や「ドイツダンス連盟」に所属した学校も存在したが、20世紀初頭における体操とダンスは、極めて密接な関係にあった。このような体操とダンスが混然一体であった様態は、「体操連合」でも認められたことから、「体操連合」が追求した体操の特色は、ダンスの特色でもあったと措定し、後述する「体操連合」の運営活動に関わる論を展開していきたい。
- 6)ドイツにおける身体文化史研究を重ねてきた山本は、ヴァイマル時代との関連でドイツ体育のナチズム化を捉えかえす必要性をいち早く指摘した(山本徳郎:「ドイツ体育のナチズム化に関する一考察-ワイマール時代の体育思想史的研究-」『文化女子大学研究紀要』第9号、pp.1-10、1978年)。山本による指摘は、時代の移行段階における身体文化の歴史的過程を非連続的に捉えることを警鐘したものであり、身体文化をはじめとする様々な文化領域において、急進的価値、保守的価値が混在したヴァイマル時代からナチス時代への移行段階を検討対象時期に据える本研究の骨子に示唆を与えていることを付言しておきたい。
- 7) Evi Krodel: a. a. O., S.36-43
- 8) Hajo Bernett: Die Ideologie der Deutschen Gymnastik, Sportwissenschaft, Schorndorf 8, 1, S.7-23, 1978
- Hajo Bernett: Untersuchungen zur Zeitgeschichte des Sports, Verlag Karl Hofmann Schorndorf bei Stuttgart, 1973, S.63
- 10) Bernd Wedmeyer-Kolwe: Der neue Mensch, Königschausen & neumann, Würzburg, 2004, S.393

- 11) Barbara Freckmann: Wesen und Formen der Gymnastik, In: Ueberhorst, Horst (Hg.): Geschichte der Leibesübungen, Band 3/2, Berlin, 1982, S.1008-1025
- 12) 森貴史:『踊る裸体生活』勉誠出版、2017 年、p.270
- 13) 安 則 貴 香: 『新 体 操 促 進 運 動 (Gymnastikbewegung) に関する史的 研究(1901年-1933年) - ドイツ体操連合 (Deutscher Gymnastik-Bund) の設立と活 動の実際に着目して-』日本体育大学大学院 体育科学研究科博士論文、2017年、p.189
- 14) Franz Hilker: Chronik des Deutschen Gymnastik-Bundes Aus den Ereignissen der Jahre 1925-1933, GYMNASTIK 11/12, S.165-178, 1933
- 15) Franz Hilker: Wer treibt Gymnastik?, GYMNASTIK5/6, S.65-75, 1930
- 16) Ebenda, S.65-75
- 17) Deutscher Gymnastik-Bund e.V.: Erste Hauptversammlung des Deutschen Gymnastik-Bundes in Berlin vom 18. Sept.1926., GYMNASTIK9/10, S.160, 1926
- 18) 職業養成専門教育とは、「体操連合」に所属する体操諸流派の代表校(養成専門教育校)で実施された体操教員の養成を目的とした教育である。
- 19) Deutscher Gymnastik-Bund e.V: 1.
 Antrag des auf der Hauptversammlung
 1926 gewählten Ausschusses für die
 Ausarbeitung von Richtlinien für
 Laienunterricht und Berufsausbildung,
 GYMNASTIK7/8, S.125-128, 1927
- 20) Ebenda, S.127
- 21) Deutscher Gymnastik-Bund e.V.: Ausbildungsstätten des Deutschen Gymnastik-Bundes e.V., GYMNASTIK5/6, S.100-102, 1927
- 22) Franz Hilker: Aufbau und Verlauf des Gymnastischen Frauenlehrgangs in Wyk

- auf Föhr, GYMNASTIK7/8, S.104, 1926
- 23) Dorothee Günther: Die Einheit von Musik und Bewegung, GYMNASTIK3/4, S.120, 1933
- 24) Hinrich Medau: Entstehung der Formen in Bewegung und Musik, GYMNASTIK3/4, S.48, 1933
- 25) Franz Hilker: Die Kulturaufgabe der Gymnastik, GYMNASTIK5/6, S.74, 1926
- 26) Franz Hilker: Gymnastische Körperbildung, GYMNASTIK5/6, S.93, 1926
- 27) Franz Hilker: a. a. O., S.175-176, 1933
- 28) Edith von Arps-Aubert: Das Arbeitskonzept von Elsa Gindler (1885-1961), Verlag Dr. Kovač, 2012, S.117
- 29) Franz Hilker: Gymnastische Körperbildung, a. a. O., S.93, 1926
- 30) Franz Hilker: Die Münchener Gymnastiktagung, GYMNASTIK5/6, S.66, 1931
- 31) Deutscher Gymnastik-Bund e.V.: V. Hauptversammlung des Deutschen Gymnastik-Bundes, GYMNASTIK5/6, S.89, 1931
- 32) Hajo Bernett: a. a. O., 1973, S.59
- 33) 外務省調査部編集:『独逸の教育、文化、社 会政策』日本国際協会、1941年、p.17
- 34) Hajo Bernett: a. a. O., S.14-15, 1978
- 35) Fachschaft Gymnastik und Tanz: Amtliche Bestimmungen, In: Gymnastik und Tanz, Reichsverband Deutscher Turn-, Sport- und Gymnastiklehrer E.V. im Nationalsozialistischen Lehrerbund, 9. Jahrgang, Heftl, S.13, 1934
- 36) Franz Hilker: a. a. O., S.173-174, 1933
- 37) Reinhold Harten: Gymnastische Körperbildung, Die Leibesübungen Heft21, S.498, 1926
- 38) Rudorf Bode: Gymnastik und

Tanz im nationalsozialistischen Staat, In: Gymnastik und Tanz, Reichsverband Deutscher Turn-, Sport- und Gymnastiklehrer E.V. im Nationalsozialistischen Lehrerbund, 9. Jahrgang, Heftl, S.1-2, 1934

- 39) Ebenda, S.2
- 40) Ebenda, S.2-3
- 41) Ebenda, S.3
- 42) Ebenda, S.4
- 43) Ebenda, S.4-5
- 44) Ebenda, S.4
- 45) Bernd Wedmeyer-Kolwe: a. a. O., S.98
- 46) Ebenda, S.415
- 47) Ebenda, S.99-100
- 48) 森が指摘しているように、ボーデの障害は、 第二次世界大戦を境として複層的な性格を帯 びており、戦後、民族主義的な思想を語った 「表現体操」を教えることはなかった。専門 団体「体操とダンス」設立期において、ナチ スに組みする体操教育者であったボーデの思 想が「ナチズム国家における体操とダンス」 に十分なかたちで表われていると考え、『体 操とダンス』創刊号を史料としてとりあげた ことを付言しておきたい。(森貴史:前掲書、 pp.269-270参照)
- 49) 菅井京子:「『ドイツ体操 (Deutsche Gymnastik)』に果たしたルードルフ・ボーデの貢献について」『スポーツ史研究』第26 号、p.10、2013年
- 50) Rudorf Bode: a. a. O., S.4
- 51) Ebenda, S.3
- 52) Ebenda, S.5
- 53) Ebenda, S.5
- 54) Fachschaft Gymnastik und Tanz: Die geistigen Grundlagen für Körperbildung und Tanz im nationalsozialistischen Staat, In: Gymnastik und Tanz, Reichsverband Deutscher Trun-, Sport- und Gymnastiklehrer E.V. im

- Nationalsozialistischen Lehrerbund, 9. Jahrgang, Heftl, S.9, 1934
- 55) Ebenda, S.9-10
- 56) Ebenda, S.9
- 57) Ebenda, S.9-12
- 58) Ebenda, S.12
- 59) Franz Hilker: Deutscher Gymnastik-Bund e.V. Satzung, GYMNASTIK1/2, S.22, 1926
- 60) 森貴史: 前掲書、p.151
- 61) ナンシー・レイルズ/マルコム・マコーミック (著) 松澤慶信 (監訳): 『20世紀ダンス史』 慶應義塾大学出版会、2013年、p.92
- 62) 武田知弘:『ナチスの発明』彩図社、2013年 〈第3刷〉、pp.128-129
- 63) Fachschaft Gymnastik und Tanz: Amtliche Bestimmungen, a. a. O., S.15
- 64) Ebenda, S.15
- 65) Ebenda, S.15-16
- 66) ヒトラーは、「人種の優位遺伝素質の保持・ 育成と発育」を最重要な国家課題とし、「頑 健な身体の育種」を最重要な教育目的に据 えた。(船井廣則:「ナチズムの身体」中村敏 雄・髙橋健夫・寒川恒夫・友添秀則(編) 『21世紀スポーツ大事典』大修館書店、2015 年、pp.280-281参照)
- 67) Dorothee Günther: a. a. O., S.108-121
- 68) Hinrich Medau: a. a. O., S.45-50
- 69) Gertrud Ottendorf: 5.Leichtathletik und Spiele im Arbeitsplane des Wyker Lehrgangs, GYMNASTIK7/8, S.112, 1926
- 70) Deutsche Gymnastik-bund e.V.: II. Gymnastischer Frauenlehrgang in Wyk auf Föhr, GYMNASTIK3/4, S.66-67, 1927

(2019年8月28日受付) 2020年3月17日受理/